

採択第 1 号

令和 6 年度使用世田谷区立小学校教科用図書採択

令和 5 年 7 月 2 4 日

小 学 校 用
教 科 書 目 録

(令和 6 年度使用)

令和 5 年 4 月

文 部 科 学 省

は し が き

- この教科書目録は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第6条第1項の規定により、指定教科書発行者の届出に基づき文部科学省において作成したものです。
- 義務教育諸学校において使用する教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第6項等の規定により、すべて教科書目録に登載された教科書のうちから採択しなければなりません（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除く。）。
- 目録中、予定定価欄に記載された金額は、書目の届出時における教科書の定価認可基準等を参考として設定された予定額であり、実際に使用される際の定価は、文部科学大臣が当該教科書の使用年度に対応した定価認可基準を定めた後、認可されます。このため、予定定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。
- 目録中、教科書の記号・番号欄にある「※」は、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」第6条第1項に基づく教科用拡大図書の標準的な規格に基づき作成した教科用拡大図書（以下「拡大教科書」という。）が教科書発行者から発行される予定があることを示しています。
なお、拡大教科書のサイズ、分冊数、字体（フォント）、文字サイズなどの詳細は、文部科学省ホームページに掲載する予定です。
- 目録中、教科書の記号・番号欄にある「◆」は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第2項に規定する教材（以下「学習者用デジタル教科書」という。）が教科書発行者から発行される予定があることを示しています。
- この目録に登載された小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）用教科書の種目別の種類数・点数は、次の表のとおりです。

種目	種類数	点数	種目	種類数	点数
国語	3	32	家庭	2	2
書写	3	18	保健	6	12
社会	3	14	英語	6	16
地図	2	2	英道	6	42
算数	6	59		種	点
理科	6	24	合計	54	259
生活	7	14		(16者)	
音楽	2	12			
図画工作	2	12			

目 次

国 語	ページ	図 画 工 作	ページ
国 語	1	図画工作	17
書 写	4	家 庭	
社 会		家 庭	18
社 会	5	体 育	
地 図	6	保 健	18
算 数		外 国 語	
算 数	7	英 語	19
理 科		特 別 の 教 科 道 徳	
理 科	13	道 徳	20
生 活		発 行 者 一 覧 ...	24
生 活	15		
音 楽			
音 楽	16		

国語 国語

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
東書	1	国語 109 ※/◆	新編 あたらしい こくご 一上	B5 146	344	令5	秋田 喜代美 ほか96名
		国語 110 ※/◆	新編 あたらしい こくご 一下	B5 174	409	令5	
	2	国語 209 ※/◆	新編 新しい 国語 二上	B5 162	424	令5	
		国語 210 ※/◆	新編 新しい 国語 二下	B5 170	444	令5	
	3	国語 309 ※/◆	新編 新しい国語 三上	B5 170	431	令5	
		国語 310 ※/◆	新編 新しい国語 三下	B5 172	437	令5	
	4	国語 409 ※/◆	新編 新しい国語 四上	B5 170	355	令5	
		国語 410 ※/◆	新編 新しい国語 四下	B5 162	339	令5	
	5	国語 509 ※/◆	新編 新しい国語 五	B5 298	694	令5	
	6	国語 609 ※/◆	新編 新しい国語 六	B5 298	694	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 価 (円)	検 定 済年	著 作 者
17 教出	1	国語 111 ※/◆	ひろがることば しょうがくこくご 一上	B5 137	329	令5	樺山 敏郎 青木 伸生 ほか81名
		国語 112 ※/◆	ひろがることば しょうがくこくご 一下	B5 177	424	令5	
	2	国語 211 ※/◆	ひろがることば 小学国語 二上	B5 165	429	令5	
		国語 212 ※/◆	ひろがることば 小学国語 二下	B5 169	439	令5	
	3	国語 311 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 三上	B5 165	439	令5	
		国語 312 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 三下	B5 161	429	令5	
	4	国語 411 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 四上	B5 177	353	令5	
		国語 412 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 四下	B5 171	341	令5	
	5	国語 511 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 五上	B5 161	323	令5	
		国語 512 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 五下	B5 185	371	令5	
	6	国語 611 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 六上	B5 161	339	令5	
		国語 612 ※/◆	ひろがる言葉 小学国語 六下	B5 169	355	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
38 光村	1	国語 113 ※/◆	こくご一上 かざぐるま	B5 133	377	令5	甲斐 睦朗 ほか49名
		国語 114 ※/◆	こくご一下 ともだち	B5 140	376	令5	
	2	国語 213 ※/◆	こくご二上 たんぽぽ	B5 164	434	令5	
		国語 214 ※/◆	こくご二下 赤とんぼ	B5 168	434	令5	
	3	国語 313 ※/◆	国語三上 わかば	B5 164	434	令5	
		国語 314 ※/◆	国語三下 あおぞら	B5 168	434	令5	
	4	国語 413 ※/◆	国語四上 かがやき	B5 160	347	令5	
		国語 414 ※/◆	国語四下 はばたき	B5 176	347	令5	
	5	国語 513 ※/◆	国語五 銀河	B5 294	694	令5	
	6	国語 613 ※/◆	国語六 創造	B5 312	694	令5	

国語 書写

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 価 (円)	検 定 済年	著 作 者
2 東書	1	書写 106 ※/◆	新編 あたらしい しよしゃ 一	B5 変型 52	167	令5	押木 秀樹 青山 浩之 ほか28名
	2	書写 206 ※/◆	新編 新しい しよしゃ 二	B5 変型 48	167	令5	
	3	書写 306 ※/◆	新編 新しい 書写 三	B5 変型 58	167	令5	
	4	書写 406 ※/◆	新編 新しい 書写 四	B5 変型 54	167	令5	
	5	書写 506 ※/◆	新編 新しい 書写 五	B5 変型 54	167	令5	
	6	書写 606 ※/◆	新編 新しい 書写 六	B5 変型 54	167	令5	
17 教出	1	書写 107 ※/◆	しょうがく しよしゃ 一ねん	B5 52	167	令5	長野 秀章 ほか31名
	2	書写 207 ※/◆	小学 しよしゃ 二年	B5 44	167	令5	
	3	書写 307 ※/◆	小学 書写 三年	B5 62	167	令5	
	4	書写 407 ※/◆	小学 書写 四年	B5 62	167	令5	
	5	書写 507 ※/◆	小学 書写 五年	B5 54	167	令5	
	6	書写 607 ※/◆	小学 書写 六年	B5 54	167	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
38 光村	1	書写 108 ※/◆	しよしゃ 一ねん	B5 変型 52	167	令5	宮澤 正明 ほか23名
	2	書写 208 ※/◆	しよしゃ 二年	B5 変型 44	167	令5	
	3	書写 308 ※/◆	書写 三年	B5 変型 66	167	令5	
	4	書写 408 ※/◆	書写 四年	B5 変型 54	167	令5	
	5	書写 508 ※/◆	書写 五年	B5 変型 50	167	令5	
	6	書写 608 ※/◆	書写 六年	B5 変型 58	167	令5	

社会 社会

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
2 東書	3	社会 305 ※/◆	新編 新しい社会3	AB 142	725	令5	澤井 陽介 ほか102名
	4	社会 405 ※/◆	新編 新しい社会4	AB 170	725	令5	
	5	社会 505 ※/◆	新編 新しい社会5上	AB 126	336	令5	
		社会 506 ※/◆	新編 新しい社会5下	AB 134	358	令5	
	6	社会 605 ※/◆	新編 新しい社会6 政治・国際編	AB 114	307	令5	
		社会 606 ※/◆	新編 新しい社会6 歴史編	AB 166	446	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
17 教出	3	社会 307 ※/◆	小学社会3	AB 179	725	令5	大石 学 小林 宏己 ほか73名
	4	社会 407 ※/◆	小学社会4	AB 225	725	令5	
	5	社会 507 ※/◆	小学社会5	AB 265	694	令5	
	6	社会 607 ※/◆	小学社会6	AB 307	753	令5	
116 日文	3	社会 308 ※/◆	小学社会 3年	AB 174	725	令5	池野 範男 的場 正美 安野 功 ほか178名
	4	社会 408 ※/◆	小学社会 4年	AB 220	725	令5	
	5	社会 508 ※/◆	小学社会 5年	AB 296	694	令5	
	6	社会 608 ※/◆	小学社会 6年	AB 296	753	令5	

社会 地図

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
2 東書	3-6	地図 303 ※/◆	新編 新しい地図帳	A4 102	492	令5	吉水 裕也 石丸 哲史 ほか11名
46 帝国	3-6	地図 304 ※/◆	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年	A4 132	492	令5	帝国書院編集部 代表者 佐藤 清 ほか15名

算数 算数

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
東書	1	算数 112 ※/◆	新編 あたらしい さんすう 1① はじめよう!さんすう	A4 42	83	令5	清水 美憲 真島 秀行 ほか102名
		算数 113 ※/◆	新編 あたらしい さんすう 1② みつけよう!さんすう	B5 132	259	令5	
	2	算数 212 ※/◆	新編 新しい算数 2上 考えるって おもしろい!	B5 134	369	令5	
		算数 213 ※/◆	新編 新しい算数 2下 考えるって おもしろい!	B5 118	325	令5	
	3	算数 312 ※/◆	新編 新しい算数 3上 考えたことが つながるね!	B5 152	440	令5	
		算数 313 ※/◆	新編 新しい算数 3下 考えたことが つながるね!	B5 128	370	令5	
	4	算数 412 ※/◆	新編 新しい算数 4上 考えたことが つながるね!	B5 156	325	令5	
		算数 413 ※/◆	新編 新しい算数 4下 考えたことが つながるね!	B5 152	317	令5	
	5	算数 512 ※/◆	新編 新しい算数 5上 考えたことが つながるね!	B5 150	352	令5	
		算数 513 ※/◆	新編 新しい算数 5下 考えたことが つながるね!	B5 146	342	令5	
	6	算数 612 ※/◆	新編 新しい算数 6 数学へジャンプ!	B5 270	694	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
大日本	1	算数 114 ※/◆	新版 たのしいさんすう1ねん①	A4 41	77	令5	相馬 一彦 ほか45名
		算数 115 ※/◆	新版 たのしいさんすう1ねん②	B5 141	265	令5	
	2	算数 214 ※/◆	新版 たのしい算数2年	B5 251	694	令5	
	3	算数 314 ※/◆	新版 たのしい算数3年	B5 271	810	令5	
	4	算数 414 ※/◆	新版 たのしい算数4年	B5 295	642	令5	
	5	算数 514 ※/◆	新版 たのしい算数5年	B5 293	694	令5	
	6	算数 614 ※/◆	新版 たのしい算数6年	B5 273	694	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
11 学図	1	算数 116 ※/◆	みんなとまなぶ しょうがっこう さんすう 1ねん上	AB 104	185	令5	一松 信 岡田 稔雄 ほか76名
		算数 117 ※/◆	みんなとまなぶ しょうがっこう さんすう 1ねん下	AB 110	157	令5	
	2	算数 216 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 2年上	AB 170	361	令5	
		算数 217 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 2年下	AB 146	333	令5	
	3	算数 316 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 3年上	AB 154	406	令5	
		算数 317 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 3年下	AB 176	404	令5	
	4	算数 416 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 4年上	AB 164	335	令5	
		算数 417 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 4年下	AB 186	307	令5	
	5	算数 516 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 5年上	AB 180	340	令5	
		算数 517 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 5年下	AB 184	354	令5	
	6	算数 616 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 6年	AB 264	582	令5	
		算数 617 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 算数 6年 中学校へのかけ橋	AB 52	112	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 価 （円）	検 定 済 年	著 作 者
17 教出	1	算数 118 ※/◆	しょうがくさんすう1	B5 190	342	令5	金本 良通 細水 保宏 ほか38名
	2	算数 218 ※/◆	小学算数2上	B5 156	379	令5	
		算数 219 ※/◆	小学算数2下	B5 130	315	令5	
	3	算数 318 ※/◆	小学算数3上	B5 162	423	令5	
		算数 319 ※/◆	小学算数3下	B5 148	387	令5	
	4	算数 418 ※/◆	小学算数4上	B5 180	323	令5	
		算数 419 ※/◆	小学算数4下	B5 178	319	令5	
	5	算数 518 ※/◆	小学算数5	B5 314	694	令5	
	6	算数 618 ※/◆	小学算数6	B5 292	694	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
61 啓林館	1	算数 120 ※/◆	わくわく さんすう1 すたあと ぶっく	A4 50	87	令5	寺垣内 政一・根上 生也 矢部 敏昭 清水 静海 ほか205名
		算数 121 ※/◆	わくわく さんすう1	B5 146	255	令5	
	2	算数 220 ※/◆	わくわく 算数2上	B5 138	347	令5	
		算数 221 ※/◆	わくわく 算数2下	B5 138	347	令5	
	3	算数 320 ※/◆	わくわく 算数3上	B5 150	431	令5	
		算数 321 ※/◆	わくわく 算数3下	B5 132	379	令5	
	4	算数 420 ※/◆	わくわく 算数4上	B5 164	353	令5	
		算数 421 ※/◆	わくわく 算数4下	B5 134	289	令5	
	5	算数 520 ※/◆	わくわく 算数5	B5 284	694	令5	
	6	算数 620 ※/◆	わくわく 算数6	B5 274	694	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
116 日文	1	算数 122 ※/◆	しょうがく さんすう1①	B5 48	85	令5	小山 正孝 飯田 慎司 ほか70名
		算数 123 ※/◆	しょうがく さんすう1②	B5 150	257	令5	
	2	算数 222 ※/◆	小学算数2上	B5 166	373	令5	
		算数 223 ※/◆	小学算数2下	B5 142	321	令5	
	3	算数 322 ※/◆	小学算数3上	B5 174	434	令5	
		算数 323 ※/◆	小学算数3下	B5 150	376	令5	
	4	算数 422 ※/◆	小学算数4上	B5 172	319	令5	
		算数 423 ※/◆	小学算数4下	B5 174	323	令5	
	5	算数 522 ※/◆	小学算数5	B5 330	694	令5	
	6	算数 622 ※/◆	小学算数6	B5 300	694	令5	

理科 理科

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
2 東書	3	理科 307 ※/◆	新編 新しい理科 3	A4 178	666	令5	大島 まり 山崎 直子 ほか119名
	4	理科 407 ※/◆	新編 新しい理科 4	A4 202	920	令5	
	5	理科 507 ※/◆	新編 新しい理科 5	A4 170	1,018	令5	
	6	理科 607 ※/◆	新編 新しい理科 6	A4 202	1,018	令5	
4 大日本	3	理科 308 ※/◆	新版 たのしい理科3年	A4 205	666	令5	小林 誠 ほか86名
	4	理科 408 ※/◆	新版 たのしい理科4年	A4 229	920	令5	
	5	理科 508 ※/◆	新版 たのしい理科5年	A4 197	1,018	令5	
	6	理科 608 ※/◆	新版 たのしい理科6年	A4 233	1,018	令5	
11 学図	3	理科 309 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 理科 3年	AB 188	666	令5	霜田 光一 森本 信也 ほか51名
	4	理科 409 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 理科 4年	AB 208	920	令5	
	5	理科 509 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 理科 5年	AB 196	1,018	令5	
	6	理科 609 ※/◆	みんなと学ぶ 小学校 理科 6年	AB 236	1,018	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
17 教出	3	理科 310 ※/◆	みらいをひらく 小学理科3	A4 変型 193	666	令5	養老 孟司 角屋 重樹 ほか56名
	4	理科 410 ※/◆	未来をひらく 小学理科4	A4 変型 233	920	令5	
	5	理科 510 ※/◆	未来をひらく 小学理科5	A4 変型 209	1,018	令5	
	6	理科 610 ※/◆	未来をひらく 小学理科6	A4 変型 225	1,018	令5	
26 信教	3	理科 311 ※/◆	楽しい理科 3年	AB 164	666	令5	村松 久和
	4	理科 411 ※/◆	楽しい理科 4年	AB 192			
	5	理科 511 ※/◆	楽しい理科 5年	AB 156	1,018	令5	
	6	理科 611 ※/◆	楽しい理科 6年	AB 188	1,018	令5	
61 啓林館	3	理科 312 ※/◆	わくわく理科 3	AB 190	666	令5	石浦 章一 鎌田 正裕 土井 徹 大隅 良典 ほか160名
	4	理科 412 ※/◆	わくわく理科 4	AB 202			
	5	理科 512 ※/◆	わくわく理科 5	AB 194	1,018	令5	
	6	理科 612 ※/◆	わくわく理科 6	AB 218	1,018	令5	

生活 生活

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
2 東書	1・2	生活 117 ※/◆	どきどき わくわく 新編 あたらしい せいかつ 上	A4 130	957	令5	田村 学 奈須 正裕 吉田 豊香 ほか113名
		生活 118 ※/◆	あしたへ ジャンプ 新編 新しい 生活 下	A4 122	898	令5	
4 大日本	1・2	生活 119 ※/◆	新版 たのしいせいかつ 上 だいすき	A4 140	969	令5	野田 敬敬 ほか45名
		生活 120 ※/◆	新版 たのしいせいかつ 下 ひろがれ	A4 128	886	令5	
11 学図	1・2	生活 121 ※/◆	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ 上	A4 変型 140	929	令5	片上 宗二 山口 令司 ほか19名
		生活 122 ※/◆	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ 下	A4 変型 132	926	令5	
17 教出	1・2	生活 123 ※/◆	せいかつ上 みんな なかよし	A4 130	928	令5	養老 孟司 藤井 千恵子 ほか34名
		生活 124 ※/◆	せいかつ下 なかよし ひろがれ	A4 130	927	令5	
26 信教	1・2	生活 125 ※/◆	せいかつ 上 あおぞら	AB 128	929	令5	前田 好文
		生活 126 ※/◆	せいかつ 下 そよかぜ	AB 104	926	令5	
38 光村	1・2	生活 127 ※/◆	せいかつ たんけんたい 上 はじめてが いっぱい	A4 137	928	令5	嶋野 道弘 ほか29名
		生活 128 ※/◆	せいかつ たんけんたい 下 はっけん だいすき	A4 127	927	令5	
61 啓林館	1・2	生活 129 ※/◆	わくわく せいかつ上	AB 148	978	令5	中野 真志 田中 博之 ほか87名
		生活 130 ※/◆	いきいき せいかつ下	AB 138	877	令5	

音楽 音楽

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
17 教出	1	音楽 103 ※/◆	小学音楽 おんがくのおくりもの1	AB 変型 82	229	令5	新実 徳英 ほか27名
	2	音楽 203 ※/◆	小学音楽 音楽のおくりもの2	AB 変型 82	229	令5	
	3	音楽 303 ※/◆	小学音楽 音楽のおくりもの3	AB 変型 86	229	令5	
	4	音楽 403 ※/◆	小学音楽 音楽のおくりもの4	AB 変型 88	229	令5	
	5	音楽 503 ※/◆	小学音楽 音楽のおくりもの5	AB 変型 88	229	令5	
	6	音楽 603 ※/◆	小学音楽 音楽のおくりもの6	AB 変型 88	229	令5	
27 教芸	1	音楽 104 ※/◆	小学生のおんがく 1	AB 変型 82	229	令5	小原 光一 ほか20名
	2	音楽 204 ※/◆	小学生の音楽 2	AB 変型 82	229	令5	
	3	音楽 304 ※/◆	小学生の音楽 3	AB 変型 86	229	令5	
	4	音楽 404 ※/◆	小学生の音楽 4	AB 変型 86	229	令5	
	5	音楽 504 ※/◆	小学生の音楽 5	AB 変型 86	229	令5	
	6	音楽 604 ※/◆	小学生の音楽 6	AB 変型 86	229	令5	

図画工作 図画工作

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
9 開隆堂	1・2	図工 105 ※/◆	ずがこうさく1・2上 わくわくするね	A4 64	228	令5	佐々木 達行 藤澤 英昭 柴田 和豊 ほか97名
		図工 106 ※/◆	ずがこうさく1・2下 みつけたよ	A4 64	227	令5	
	3・4	図工 305 ※/◆	図画工作3・4上 できたらいいな	A4 64	228	令5	
		図工 306 ※/◆	図画工作3・4下 力を合わせて	A4 64	227	令5	
	5・6	図工 505 ※/◆	図画工作5・6上 心をひらいて	A4 64	228	令5	
		図工 506 ※/◆	図画工作5・6下 つながる思い	A4 68	227	令5	
116 日文	1・2	図工 107 ※/◆	ずがこうさく1・2上 まるごと たのしもう	A4 68	228	令5	奥村 高明 ほか160名
		図工 108 ※/◆	ずがこうさく1・2下 まるごと たのしもう	A4 64	227	令5	
	3・4	図工 307 ※/◆	図画工作3・4上 ためす 見つける	A4 64	228	令5	
		図工 308 ※/◆	図画工作3・4下 ためす 見つける	A4 64	227	令5	
	5・6	図工 507 ※/◆	図画工作5・6上 わたしとひびき合う	A4 70	228	令5	
		図工 508 ※/◆	図画工作5・6下 わたしとひびき合う	A4 68	227	令5	

家庭 家庭

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
2 東書	5・6	家庭 503 ※/◆	新編 新しい家庭 5・6 私がつくる みんなでつくる 明日をつくる	A4 150	292	令5	岡 陽子 杉山 久仁子 ほか62名
9 開隆堂	5・6	家庭 504 ※/◆	わたしたちの家庭科 5・6	A4 154	292	令5	鳴海 多恵子 石井 克枝 堀内 かおる ほか73名

体育 保健

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
2 東書	3・4	保健 306 ※/◆	新編 新しいほけん 3・4	A4 46	222	令5	戸田 芳雄 ほか45名
	5・6	保健 506 ※/◆	新編 新しい保健 5・6	A4 78	222	令5	
4 大日本	3・4	保健 307 ※/◆	新版 たのしいほけん3・4年	A4 46	222	令5	大津 一義 ほか20名
	5・6	保健 507 ※/◆	新版 たのしい保健5・6年	A4 70	222	令5	
50 大修館	3・4	保健 308 ※/◆	新 小学校ほけん 3・4年	A4 変型 50	222	令5	森 良一 ほか13名
	5・6	保健 508 ※/◆	新 小学校保健 5・6年	A4 変型 74	222	令5	
207 文教社	3・4	保健 309 ※/◆	新わたしたちのほけん 3・4年	A4 38	222	令5	成田 十次郎 脊山 洋右 ほか14名
	5・6	保健 509 ※/◆	新わたしたちの保健 5・6年	A4 84	222	令5	
208 光文	3・4	保健 310 ※/◆	小学ほけん 3・4年	A4 42	222	令5	渡邊 正樹 ほか16名
	5・6	保健 510 ※/◆	小学保健 5・6年	A4 66	222	令5	渡邊 正樹 ほか19名
224 学研	3・4	保健 311 ※/◆	新・みんなのほけん3・4年	A4 50	222	令5	森 昭三 ほか24名
	5・6	保健 511 ※/◆	新・みんなの保健5・6年	A4 90	222	令5	森 昭三 ほか23名

外国語 英語

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
2 東書	5	英語 509 ※/◆	NEW HORIZON Elementary English Course 5	A4 106	277	令5	アレン玉井 光江 阿野 幸一 濱中 紀子 ほか83名
	5・6	英語 510 ※/◆	NEW HORIZON Elementary English Course My Picture Dictionary	A4 50	77	令5	
	6	英語 609 ※/◆	NEW HORIZON Elementary English Course 6	A4 106	277	令5	
9 開隆堂	5	英語 511 ※/◆	Junior Sunshine 5	A4 138	278	令5	萬谷 隆一 大城 賢 粕谷 恭子 ほか77名
		英語 512 ※/◆	Junior Sunshine 5 Word Book	A4 34	76	令5	
	6	英語 611 ※/◆	Junior Sunshine 6	A4 138	278	令5	
		英語 612 ※/◆	Junior Sunshine 6 Word Book	A4 34	76	令5	
15 三省堂	5	英語 513 ※/◆	CROWN Jr. 5	A4 122	319	令5	酒井 英樹 ほか36名
	5・6	英語 514 ※/◆	CROWN Jr. My Dictionary	AB 50	35	令5	
	6	英語 613 ※/◆	CROWN Jr. 6	A4 122	319	令5	
17 教出	5	英語 515 ※/◆	ONE WORLD Smiles 5	AB 140	354	令5	金森 強 本多 敏幸 ほか41名
	6	英語 615 ※/◆	ONE WORLD Smiles 6	AB 140	354	令5	
38 光村	5	英語 516 ※/◆	Here We Go! 5	AB 153	354	令5	加賀田 哲也 太田 洋 ほか44名
	6	英語 616 ※/◆	Here We Go! 6	AB 145	354	令5	
61 啓林館	5	英語 517 ※/◆	Blue Sky elementary 5	A4 152	354	令5	影浦 攻 ほか99名
	6	英語 617 ※/◆	Blue Sky elementary 6	A4 152	354	令5	

特別の教科 道徳 道徳

※教科書の記号・番号欄の「※」は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

※教科書の記号・番号欄の「◆」は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検 定 済 年	著 作 者
2 東書	1	道徳 112 ※/◆	新編 あたらしい どうとく 1	AB 146	323	令5	谷田 増幸 和井内 良樹 ほか111名
	2	道徳 212 ※/◆	新編 新しい どうとく 2	AB 162	352	令5	
	3	道徳 312 ※/◆	新編 新しいどうとく 3	AB 178	389	令5	
	4	道徳 412 ※/◆	新編 新しいどうとく 4	AB 180	407	令5	
	5	道徳 512 ※/◆	新編 新しい道徳 5	AB 188	428	令5	
	6	道徳 612 ※/◆	新編 新しい道徳 6	AB 196	445	令5	
17 教出	1	道徳 113 ※/◆	しょうがくどうとく1 はばたこうあすへ	AB 161	323	令5	林 泰成 柳沼 良太 鈴木 健二 ほか36名
	2	道徳 213 ※/◆	小学どうとく2 はばたこう明日へ	AB 161	352	令5	
	3	道徳 313 ※/◆	小学どうとく3 はばたこう明日へ	AB 169	389	令5	
	4	道徳 413 ※/◆	小学道徳4 はばたこう明日へ	AB 169	407	令5	
	5	道徳 513 ※/◆	小学道徳5 はばたこう明日へ	AB 185	428	令5	
	6	道徳 613 ※/◆	小学道徳6 はばたこう明日へ	AB 185	445	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
38 光村	1	道徳 114 ※/◆	どうとく 1 きみがいちばん ひかるとき	B5 変型 135	323	令5	赤坂 真二 ほか31名
	2	道徳 214 ※/◆	どうとく 2 きみがいちばん ひかるとき	B5 変型 167	352	令5	
	3	道徳 314 ※/◆	どうとく 3 きみがいちばん ひかるとき	B5 変型 185	389	令5	
	4	道徳 414 ※/◆	道徳 4 きみがいちばん ひかるとき	B5 変型 193	407	令5	
	5	道徳 514 ※/◆	道徳 5 きみがいちばん ひかるとき	B5 変型 197	428	令5	
	6	道徳 614 ※/◆	道徳 6 きみがいちばん ひかるとき	B5 変型 215	445	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
116 日文	1	道徳 115 ※/◆	しょうがく どうとく いきる ちから 1	AB 154	259	令5	藤永 芳純 島 恒生 ほか106名
		道徳 116 ※/◆	しょうがく どうとく いきる ちから 1 どうとくノート	AB 46	64	令5	
	2	道徳 215 ※/◆	小学 どうとく 生きる 力 2	AB 170	288	令5	
		道徳 216 ※/◆	小学 どうとく 生きる 力 2 どうとくノート	AB 46	64	令5	
	3	道徳 315 ※/◆	小学 どうとく 生きる 力 3	AB 186	325	令5	
		道徳 316 ※/◆	小学 どうとく 生きる 力 3 どうとくノート	AB 46	64	令5	
	4	道徳 415 ※/◆	小学道徳 生きる 力 4	AB 190	343	令5	
		道徳 416 ※/◆	小学道徳 生きる 力 4 道徳ノート	AB 46	64	令5	
	5	道徳 515 ※/◆	小学道徳 生きる 力 5	AB 186	364	令5	
		道徳 516 ※/◆	小学道徳 生きる 力 5 道徳ノート	AB 46	64	令5	
	6	道徳 615 ※/◆	小学道徳 生きる 力 6	AB 194	381	令5	
		道徳 616 ※/◆	小学道徳 生きる 力 6 道徳ノート	AB 46	64	令5	

発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名	判型 ページ数	予 定 価 (円)	検定 済年	著 作 者
208 光文	1	道徳 117 ※/◆	しょうがく どうとく ゆたかな ころ 1ねん	AB 162	323	令5	加藤 宣行 土田 雄一 ほか54名
	2	道徳 217 ※/◆	小学 どうとく ゆたかな ころ 2年	AB 178	352	令5	
	3	道徳 317 ※/◆	小学どうとく ゆたかな心 3年	AB 186	389	令5	
	4	道徳 417 ※/◆	小学道徳 ゆたかな心 4年	AB 190	407	令5	
	5	道徳 517 ※/◆	小学道徳 ゆたかな心 5年	AB 194	428	令5	
	6	道徳 617 ※/◆	小学道徳 ゆたかな心 6年	AB 194	445	令5	
224 学研	1	道徳 118 ※/◆	新版 みんなのどうとく1	AB 142	323	令5	永田 繁雄 ほか37名
	2	道徳 218 ※/◆	新版 みんなのどうとく2	AB 150	352	令5	
	3	道徳 318 ※/◆	新版 みんなのどうとく3	AB 158	389	令5	
	4	道徳 418 ※/◆	新版 みんなの道徳4	AB 166	407	令5	
	5	道徳 518 ※/◆	新版 みんなの道徳5	AB 162	428	令5	
	6	道徳 618 ※/◆	新版 みんなの道徳6	AB 170	445	令5	

発行者一覧(注:(支)は支社・支店)

発行者 の番号 ・略称	発 行 者	郵便番号	住 所	電 話 番 号	発行 教科書 の種別
2 東 書	東京書籍株式会社	114-8524	東京都北区堀船2の17の1	03(5390)7200(代)	小中高
4 大日本	大日本図書株式会社	112-0012	東京都文京区大塚3の11の6	03(5940)8670(代)	小中
9 開隆堂	開隆堂出版株式会社	113-8608	東京都文京区向丘1の13の1	03(5684)6111(代)	小中高
11 学 図	学校図書株式会社	101-0063	東京都千代田区神田淡路町2の23の1	03(6285)2916	小中
15 三省堂	株式会社三省堂	102-8371	東京都千代田区麴町5の7の2	03(3230)9411	小中高
17 教 出	教育出版株式会社	135-0063	東京都江東区有明3の4の10 TFTビル西館	03(5579)6278(代)	小中高
26 信 教	一般社団法人信州教育出版社	380-0846	長野県長野市旭町1098	026(232)0291(代)	小
27 教 芸	株式会社教育芸術社	171-0051	東京都豊島区長崎1の12の14	03(3957)1175(代)	小中高
38 光 村	光村図書出版株式会社	141-8675	東京都品川区上大崎2の19の9	03(3493)2111(代)	小中高
46 帝 国	株式会社帝国書院	101-0051	東京都千代田区神田神保町3の29	03(3262)4795(代)	小中高
50 大修館	株式会社大修館書店	113-8541	東京都文京区湯島2の1の1	03(3868)2211(大代)	小中高
61 啓林館	株式会社新興出版社啓林館	543-0052 113-0023	大阪府大阪市天王寺区大道4の3の25 (支)東京都文京区向丘2の3の10	06(6779)1531(大代) 03(3814)2151(代)	小中高
116 日 文	日本文教出版株式会社	558-0041 165-0026	大阪府大阪市住吉区南住吉4の7の5 (支)東京都中野区新井1の2の16	06(6692)1261(代) 03(3389)4611(代)	小中高
207 文教社	株式会社文教社	760-0032	香川県高松市本町6の22	087(851)2330(代)	小
208 光 文	株式会社光文書院	102-0076	東京都千代田区五番町14	03(3262)3271(代)	小
224 学 研	株式会社Gakken	141-8416	東京都品川区西五反田2の11の8	03(6431)1151(代)	小中

4文科初第2729号
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、上記の事実や令和4年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 教科書採択の公正確保の徹底について(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について(ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2.留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

（イ）著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
- もっとも、3月末を目途に、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和4年度に検定を経た教科書について、協会非加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
- これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2 これらの情報のうち教科書の編著者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」）、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿

泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和3年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和3年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方

で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和5年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。
- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣言活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者(教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。
- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。
- なお、「採択関係者」とは、教育委員会関係者又は校長や教師等を含むすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者をいう。
- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。
- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例> (教科書発行者行動規範より)

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷

物等への過大な広告費・協賛金等の支出

- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。

ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（7）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
<不適切な採択方法>
 - ・ 教師等の投票によって決定される
 - ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
 - ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
 - ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、

採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

○ 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

○ 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

<具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
- ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

○ 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

- ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
- ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めている。

(3) 教科書の調査研究の充実等について

(ア) 教科書見本の十分な活用

○ 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：都道府県教育委員会（特に記載のない場合は全国47都道府県が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

都道府県教育委員会における採択の決定時期等について

1-1-1

都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	2	4.3%
② 7月17日～7月31日	0	0.0%
③ 8月1日～8月10日	5	10.6%
④ 8月11日～8月20日	3	6.4%
⑤ 8月21日～8月31日	19	40.4%
⑥ 9月1日以降	18	38.3%
合計	47	100%

1-1-2

都道府県教育委員会（※）が設定した市町村教育委員会による需要数報告の期限について

	数	割合
① 7月16日以前	5	14.7%
② 7月17日～7月31日	8	23.5%
③ 8月1日～8月16日	10	29.4%
④ 8月17日～8月31日	7	20.6%
⑤ 9月1日～9月16日	2	5.9%
⑥ 特段設けていない。	2	5.9%
合計	34	100%

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する34都道府県について

1-2

都道府県教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	20	42.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	12	25.5%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	12	25.5%
合計	47	100%

1-3

都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

都道府県教育委員会の管轄下における都道府県立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	1	2.1%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	46	97.9%
合計	47	100%

1-3-2

各学校が都道府県教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	43	91.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	4	8.5%
合計	47	100%

1-3-3

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	21	48.8%
②各学校・学科の教育目標・方針への適合性	31	72.1%
③学校における選定理由	43	100%
④その他	4	9.3%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

1-3-4

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	42	97.7%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	1	2.3%
合計	43	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

都道府県の教科用図書選定審議会の委員について

		当該組織の 構成員総人 数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事 務局職員	(7)その他	
①	都道府県の 教科用図書選定 審議会の委員	人数 (人)	618	55	118	166	87	54	176	91
		割合 (%)	100	8.9	19.1	26.9	14.1	8.7	28.5	14.7
②	都道府県の教科 用図書選定審議 会の調査員	人数 (人)	758	4	14	498	1	9	224	8
		割合 (%)	100	0.5	1.8	65.7	0.1	1.2	29.6	1.1

2-2

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	22	46.8%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%
④その他の方法で調査研究組織を設置	1	2.1%

2-3

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	43	91.5%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	4	8.5%
合計	47	100%

2-4

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を各学校に示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	43	100%
②採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0%
合計	43	100%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

2-5

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	34	79.1%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	20	46.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	39	90.7%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	25	58.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	25	58.1%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	25	58.1%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	16	37.2%
⑧その他の観点や基準	10	23.3%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

都道府県教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
			ホームページ	情報センター等	その他	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	18 38.3%	29 61.7%	15	6	1	5	21	3
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	13 27.7%	34 72.3%	8	5	2	5	22	7
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	37 78.7%	10 21.3%	29	11	3	1	9	0
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	18 38.3%	29 61.7%	9	9	1	6	20	3
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	26 55.3%	21 44.7%	26	1	0	7	6	8

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	27	57.4%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	11	23.4%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	2	4.3%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	2	4.3%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	10	21.3%
⑦その他	7	14.9%

4-2

都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4%
合計	47	100%

5 教科書展示会について

5-1

教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1195
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	856
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	339

※令和4年度における「法定展示期間」は6月1日から7月31日までの任意の14日間。

来場者数の把握を行っている法定展示会の856の会場の内、来場者数の延べ人数は39995人（概数）

6 図書館等への教科書の整備について

6-1

都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	1	2.1%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	13	27.7%
④特に整備していない。	1	2.1%

7 採択に関する公正確保について

7-1

都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	6	12.8%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（市区町村教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：高等学校を設置する市区町村教育委員会（特に記載のない場合は105市区町村が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため実際は100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

市区町村教育委員会における採択の決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	21	20.0%
② 7月17日～7月31日	37	35.2%
③ 8月1日～8月10日	15	14.3%
④ 8月11日～8月20日	6	5.7%
⑤ 8月21日～8月31日	21	20.0%
⑥ 9月1日以降	5	4.8%
合計	105	100%

1-2

市区町村教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	92	87.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.8%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	1	1.0%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	8	7.6%
合計	105	100%

1-3

市区町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

市区町村教育委員会の管轄下における市区町村立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	1.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	9	8.6%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	95	90.5%
合計	105	100%

1-3-2

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	91	87.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	11	10.6%
③検討を行わなかった。	2	1.9%
合計	104	100%

※1-3-1で②又は③（各学校の採択希望を聴取している場合）を選択した104市区町村が回答

1-3-3

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて行う審査の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	28	30.8%
②市町村の教育目標・方針への適合性	56	61.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	70	76.9%
④学校の選定理由	83	91.2%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

1-3-4

各学校が市区町村教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	91	100%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0%
合計	91	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	10	9.5%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	95	90.5%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	1.0%
④その他の方法で調査研究組織を設置	5	4.8%

2-2

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	76	72.4%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	29	27.6%
合計	105	100%

2-3

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	74	97.4%
②採択に関する基準を示さなかった。	2	2.6%
合計	76	100%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

2-4

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	56	73.7%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	29	38.2%
③市区町村の教育目標・方針への適合性	48	63.2%
④各学校・学科の教育目標・方針への適合性	59	77.6%
⑤各教科書の説明等の理解しやすさ	49	64.5%
⑥各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	51	67.1%
⑦各教科書の使いやすさや見やすさ	51	67.1%
⑧いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	30	39.5%
⑨その他の観点や基準	4	5.3%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

市区町村教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由			
			ホームページ	情報センター等	その他	都道府県教育委員会が公表しているため	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 市区町村教育委員会が作成する採択基準	25 26.3%	80 84.2%	19	9	1	1	25	39	15
② 市区町村教育委員会が作成する選定関係資料	27 28.4%	78 82.1%	16	13	2	1	24	46	7
③ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択結果	48 50.5%	57 60.0%	38	12	5	0	10	46	1
④ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択理由	31 32.6%	74 77.9%	23	9	3	0	18	54	2
⑤ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	51 53.7%	54 56.8%	46	9	1	0	14	38	2

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

市区町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可能）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.9%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	42	40.0%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	35	33.3%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	7	6.7%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	10	9.5%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	28	26.7%
⑦その他	6	5.7%

4-2

市区町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	98	93.3%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	1	1.0%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	6	5.7%
合計	105	100%

5 図書館等への教科書の整備について

5-1

市区町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	6	5.7%
②公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	30	28.6%
③特に整備していない。	70	66.7%

6 採択に関する公正確保について

6-1

市区町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	105	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	3	2.9%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（国立・公立大学法人が設置する高校、私立高校用）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：国立・公立大学法人が設置する高等学校（26学校が回答）、私立高等学校（1164学校が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択決定時期と採択方法について

1-1

採択の決定時期等について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①7月16日以前	16	61.5%	772	66.3%
②7月17日～7月31日	5	19.2%	273	23.5%
③8月1日～8月10日	1	3.8%	39	3.4%
④8月11日～8月20日	0	0.0%	15	1.3%
⑤8月21日～8月31日	1	3.8%	19	1.6%
⑥9月1日以降	3	11.5%	46	4.0%
合計	26	100%	1164	100%

1-2

採択方法について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	19.2%	104	8.9%
②学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	17	1.5%
③①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	19	73.1%	993	85.3%
④特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	27	2.3%
⑤その他	2	7.7%	23	2.0%
合計	26	100%	1164	100%

2 採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成	公表・非公表の別		作成なし
				公表	非公表	
①採択基準	国立・公立	26校 (100%)	10校 (38.5%)	公表	4校	16校 (61.5%)
				非公表	6校	
	私立	1164校 (100%)	210校 (18%)	公表	87校	954校 (82%)
				非公表	123校	
②選定関係資料	国立・公立	26校 (100%)	9校 (34.6%)	公表	4校	17校 (65.4%)
				非公表	5校	
	私立	1164校 (100%)	242校 (20.8%)	公表	95校	922校 (79.2%)
				非公表	147校	
	属性	合計	公表		非公表	
③採択結果	国立・公立	26校 (100%)	17校 (65.4%)		9校 (34.6%)	
	私立	1164校 (100%)	486校 (41.8%)		678校 (58.2%)	
④採択理由	国立・公立	26校 (100%)	15校 (57.7%)		11校 (42.3%)	
	私立	1164校 (100%)	216校 (18.6%)		948校 (81.4%)	

4 文科初第 2 7 3 2 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

文部科学省としても今回の事案を重く受け止めており、先日、教科用図書検定規則に基づき、当該発行者に対して、令和 5 年度の中学校用教科書の 3 種目を検定審査不合格とする処分方針を通知したところです。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないように、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついでには、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和5年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小学校用教科書]

・ 都道府県教育委員会	:	15 部
・ 指定都市教育委員会	:	17 部
・ 中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8 部
・ その他の市町村教育委員会	:	5 部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・ 教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[中学校用教科書]

- ・ 令和5年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、上記「小学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和4年度に検定を経た教科書の見本

- ・ 都道府県教育委員会 : 6 部
 - ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会 : 原則 1 部
 - ・ 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） : 原則 1 部
 - ・ 教科書センター : 1 部
- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

◇ 令和3年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和4年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和4年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和4年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和4年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。
- また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、「採択関係者」（教育委員会関係者又は校長や教師等を含む）

むすべての学校関係者その他教科書採択に関与し得るすべての者をいう。（以下同じ。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。

特に、令和3年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 令和5年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあつては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者か

らの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

- 令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
 - ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
 - ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
 - ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催す

ることを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。
この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。
 - ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。
【教科用図書検定規則第7条第2項】
 - ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】
 - ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条第1号】
- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性があること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576